

平成24年4月6日

第2374号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

○秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更（190・森林整備課）	1
○指定定期検査機関の指定（191・産業政策課）	1
○指定計量証明検査機関の指定（192・産業政策課）	2
○公共測量終了の通知（193・建設政策課）	2
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（194～196・都市計画課）	2
○建設業の許可の取り消し（197・秋田地域振興局総務企画部）	3
○都市計画事業の認可（198・秋田地域振興局建設部）	3
○建設業の許可の取り消し（199・平鹿地域振興局総務企画部）	3

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 2件	4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（鹿角地域振興局農林部）	4
○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）	5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）	5
○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部） 2件	5
○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）	5
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部） 2件	5
○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部） 2件	5

### 公安委員会告示

○技能検定員審査の実施（23・運転免許センター）	6
○教習指導員審査の実施（24・運転免許センター）	6
○技能検定員審査の実施（25・運転免許センター）	7
○教習指導員審査の実施（26・運転免許センター）	9
○少年指導委員の委嘱の公表（33・少年課）	10

## 告 示

### 秋田県告示第190号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定による秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐竹敬久

「次のとおり」は、省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部並びに秋田市役所、潟上市役所、由利本荘市役所、にかほ市役所、仙北市役所、湯沢市役所及び八峰町役場

### 秋田県告示第191号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定により、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第2項第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 指定定期検査機関の名称及び主たる事務所の所在地  
社団法人秋田県計量協会  
秋田県秋田市川尻若葉町1番5号

- 2 指定年月日  
平成24年4月1日

**秋田県告示第192号**

計量法（平成4年法律第51号）第117条第1項の規定により、次のとおり指定計量証明検査機関を指定したので、同法第159条第2項第5号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定計量証明検査機関の名称及び主たる事務所の所在地  
社団法人秋田県計量協会  
秋田県秋田市川尻若葉町1番5号
- 2 指定年月日  
平成24年4月1日

**秋田県告示第193号**

平成23年秋田県告示第330号の公共測量について、平成24年3月19日終了した旨八峰町長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**秋田県告示第194号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
秋田都市計画道路（3・3・5号新屋豊岩線、3・4・23号新屋十軒町線、3・4・30号新屋浜田線及び3・4・53号豊岩仁井田線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 秋田市新屋勝平町、新屋栗田町、新屋日吉町、新屋比内町、新屋田尻沢東町、新屋町字田尻沢、豊岩石田坂字鎌塚、字杉ノ下、字鶴巻、字碓、字坂ノ下及び字上野並びに豊岩豊巻字上野の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年4月6日

**秋田県告示第195号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
河辺都市計画道路（3・3・2号前田和田1号線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 秋田市河辺北野田高屋字前田、字榊表、字上前田表及び字前田表の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年4月6日

**秋田県告示第196号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称  
本荘都市計画道路(3・4・4号停車場栄町線)の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 由利本荘市裏尾崎町の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年4月6日

#### 秋田県告示第197号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社飯島建設  
秋田市飯島美砂町6番22号  
代表取締役 榎 山 操  
秋田県知事許可(般-22)第8191号
- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年3月24日付で土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 男鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和53年2月9日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分  
昭和54年秋田県告示第140号、昭和63年秋田県告示第221号、平成4年秋田県告示第659号、平成9年秋田県告示第296号、平成11年秋田県告示第255号、平成14年秋田県告示第886号、平成18年秋田県告示第191号、平成20年秋田県告示第418号及び平成22年秋田県告示第496号の事業地に、男鹿市脇本百川字山崎、字相ノ沢、字馬場台、字矢口、字夏張、字方丈田及び字山苗代、並びに脇本樽沢字神明下、字岡谷地、字立石、字刈沢、字夏張、字碓及び字七十刈、並びに脇本浦田字大保田、字鯖ノ沢及び字宮崎、並びに船川港女川字山ノ田、字堂ノ前、字鶴ノ崎、字二ツ坂及び字鷺野を加え、船川港船川字海岸通り一号、並びに脇本浦田字菅ノ沢、並びに脇本脇本字飯ノ町、並びに船越字杉山、字根木及び字前野において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### 秋田県告示第199号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社半田工務店  
横手市安田字堰端9番地1号  
代表取締役 半 田 隆 夫  
秋田県知事許可(特-19)第7517号
- 3 処分の内容  
造園工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年3月28日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成24年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 BSスポーツクラブにかほ
- 3 代表者の氏名  
和 田 智 子
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県にかほ市象潟町字狐森7番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対してスポーツの振興と交流に関する事業を行い、スポーツ並びに文化、芸術の発展を通して地域住民の豊かなライフスタイルの構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成24年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 田沢湖地域活性化協議会
- 3 代表者の氏名  
佐 藤 和 志
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林50林班ハ小班
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、仙北市の田沢湖地域の住民に対して、遊休土地を活用し、この地域の活性化に関する事業を行い、仙北市の観光・産業・文化の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、かづの土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名  
鹿角市花輪字平元向平24番地8

米 田 金 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市渡部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

男鹿市払戸字渡部28番地

〃 〃 字小堤下千間28番地6

〃 〃 字渡部32番地

戸 嶋 長 門

戸 部 博 行

太 田 一

2 就任監事の住所及び氏名

男鹿市払戸字渡部28番地

〃 〃 字小堤下千間28番地6

〃 〃 字渡部32番地

戸 嶋 長 門

戸 部 博 行

太 田 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市若美土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年3月26日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市上新城土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、内越土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月21日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大森土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月26日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 公安委員会告示

## 秋田県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成24年4月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

## 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年5月7日（月）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 技能検定員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者には、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者には、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

## (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成24年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、21,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ21,850円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,800円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,150円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,300円を減ずる。	

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

#### 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

#### 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年5月7日（月）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、12,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,850円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査（二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,900円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,400円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,100円を減ずる。	

- (2) 納付方法  
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

#### 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

#### 秋田県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定

に基づき、公示する。

平成24年4月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

#### 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大自二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

#### 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年5月7日（月）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
  - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
  - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては、23,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ23,500円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、19,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ19,650円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,500円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 （大・中型）に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 （普通）に係る額	技 能 検 定 員 審 査 （大・中・普通）以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,000円	6,400円	2,200円
3 教則の内容となっている事項	2,100円	1,850円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,100円	1,850円	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	2,250円	2,000円	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	1,850円	1,950円	2,450円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者に

- あつては11,050円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。
- 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては4,550円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては3,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては22,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては18,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

**秋田県公安委員会告示第26号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月6日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大自二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年5月7日（月）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。  
イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては、15,000円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,000円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては、11,800円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときはそれぞれ11,800円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外

の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,450円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 (大型・中型)に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 (普通)に係る額	教 習 指 導 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,450円	1,400円	1,500円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円	1,150円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,200円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,200円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,350円	1,150円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては8,600円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては6,100円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,850円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては3,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,500円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,300円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,050円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年4月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
佐 藤 博 子	秋田市土崎港西三丁目1番8号 秋田臨港警察署生活安全課 018-845-0141	秋田臨港警察署の管轄区域

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）